

宮崎市(農政企画課)では皆さんの農業経営の安定を目的として補助事業を予定しています。
ご希望の方は裏面の要望調査書に必要事項を記入し、**3月22日(金)**までに農政企画課または最寄の各総合支所農林建設課へ提出してください。(FAX可)

1 新規就農者APハウス夢実現事業

認定新規就農者等がAPハウス2号改良型を新設する場合の経費を助成します。

- 【事業実施主体】 宮崎中央農業協同組合 または 3戸以上からなる営農集団
- 【対象者】 ①認定新規就農者または経営開始から5年以内の認定農業者
※①②のいずれかの者 ②営農開始から5年以内の方と共同で経営を行う認定農業者
- 【補助率】 整備面積10a当たり150万円 ※1、2

※1 整備面積は8a以上、20a以下で補助金額の上限は300万円となります。

※2 ハウス建設農地が、農業振興地域農用地区域内(青地)であること。

2 中古ハウスリユース促進事業

認定新規就農者等および認定農業者が、中古ハウスを有効利用する場合の経費を助成します。

- 【対象者】 認定新規就農者 または 認定農業者 ※1
- 【補助率】 1/2以内(補助金額の上限は200万円)
- 【対象経費】 中古ハウスの解体費、運搬費、施工費、補修・補強費、付帯設備の修繕にかかる経費 ※2、3

※1 認定新規就農者および経営開始5年以内の認定農業者は、3戸以上からなる任意団体を形成した方を優先して採択します。

※2 3親等以内の親族が所有していた施設、及び施設本体の購入費用は対象となりません。

※3 移設の場合は、移設先が農業振興地域農用地区域内(青地)であること。

3 新規就農者定着支援事業(機械導入助成)

新規就農者が、経営を開始する際に必要となる農業機械の導入経費を助成します。

- 【対象者】 経営開始2年以内の認定新規就農者 または 認定農業者
- 【補助率】 1/3以内(補助金額の上限は66.6万円)
- 【対象経費】 機械(農業経営に最低限必要となるもので、エンジン、モーター等の動力があるもの)の導入にかかる経費 ※1

※1 性能保証がある場合は中古機械も可(個人間の売買は不可)

《要望調査書》

提出締切 3/22 (金)

事業要望のある方は必要事項を記入のうえ、宮崎市農政企画課または各総合支所農林建設課にご提出ください。

要望調査書をご提出いただいた方に、後日、ご希望の事業に関するご案内をいたします。
 ※今回の調査は事業採択・事業実施を保証するものではありません。また、事業内容等に変更が生じることがありますので、予めご了承ください。

提出日	令和6年 月 日		
ご住所	〒 ー 宮崎市		
ふりがな お名前		生年 月日	昭和 / 平成 年 月 日 (歳)
連絡先	自宅電話 ー	携帯電話	ー ー
要望事業	<input type="checkbox"/> 1 新規就農者APハウス夢実現事業 <input type="checkbox"/> 2 中古ハウスリユース促進事業 ※下記もご記入ください(1、2の事業要望の方)		
	ハウス整備面積	縦(側面)×横(妻面)(連棟数)=面積 例) 50m×16.8m(3連棟) = 840㎡ ----- m × m (連棟) = m ²	
	建設予定地 (地番まで)	宮崎市	
	希望完成時期	令和 年 月	
	栽培品目 (いずれかに○)	野菜 ・ 果樹 ・ 花き	
	中古ハウス区分 (いずれかに○)	中古ハウス移設 ・ 中古ハウス居抜	
	<input type="checkbox"/> 3 新規就農者定着支援事業(機械導入助成) ※下記もご記入ください(3の事業要望の方)		
導入したい機械 (いずれかに○) (複数要望可)	加温機(型 台)※(例 600型 2台) 循環扇(台) 動力噴霧機(台) トラクター(ps) その他()※機械名を記入してください		

【各事業についてのお問い合わせ先・提出先】

宮崎市 農政企画課(第4庁舎6階) 電話:21-1785 fax:44-0770